（建政部に置く課等）

第八十条　建政部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

計画・建設産業課（北陸地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

計画管理課（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

建設産業課（東北地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業第一課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建設産業第二課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

都市・住宅整備課（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

都市整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建築安全課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

公園利活用推進センター（関東地方整備局に限る。）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（河川部及び用地部並びに都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

九～二十四　（略）

（削る）

二十五　（略）

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一号、第二号、第十四号から第十六号まで、第十七号から第十九号まで及び第二十三号に掲げる事務に関すること。

二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第七条の規定による大深度地下使用協議会の庶務に関すること（東北地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局を除く。）。

三　都市計画及び都市計画事業に関すること（関東地方整備局にあっては、都市整備課及び公園利活用推進センターの所掌に属するものを、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（建政部に置く課）

第八十条　建政部に、次に掲げる課を置く。

計画・建設産業課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

計画管理課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

建設産業課（東北地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業第一課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建設産業第二課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

都市・住宅整備課（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

都市整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建築安全課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～二十四　（略）

二十五　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

二十六　（略）

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一号、第二号、第十四号から第十六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十三号及び第二十五号に掲げる事務に関すること。

二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第七条の規定による大深度地下使用協議会の庶務に関すること（東北地方整備局及び九州地方整備局を除く。）。

三　都市計画及び都市計画事業に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。